第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

佐賀県知事

古

Ш

康

平成二十年四月十一日

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条

告

示

●佐賀県告示第百九十七号

(◎印は、県例規集に登録するもの

### 目

次

示

告

○青少年に有害な図書等の指定

○都市計画事業変更の認可

告

公

○基本測量の終了

正 誤

◎平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第一二号中訂正

(総務法制課)

 $\equiv$ 

(土地対策課)  $\equiv$ 

(一九七・こども課) (一九八・下水道課)

平成 20 年 4 月11日 (金曜日) 第 13041号

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由	
雑誌	20 – 1	[月刊]ザ・ベス MAGAZINE ORIGINAL NO-125 5月号	KKベストセラーズ	04039 – 05	著しく青少年の 性的感情を刺激し、 又は著しく青少年	
"	20 – 2	MAZi! [マジ!] Vol.50 5月号	ミリオン出版㈱	18275 – 5	の粗暴性若しくは	
"	20 – 3	漫画ガチンコ VOL.23 ガチンコ 5 月増刊号	若生出版(株)	12812 − 05 ∟ − 05/20	残虐性を誘発し、 若しくは助長し、 その健全な育成を	
"	20 – 4	本当にあった浮気話人妻 5月号	ミリオン出版㈱	18123 – 05	阻害するおそれが ある。	
"	20 - 5	COMIC 華漫 5月号	(株)ワニマガジン社	03777 – 5		
"	20 - 6	本当にあったみだらな話 5月号	(株)一水社	18117 – 5		
"	20 - 7	別冊ローレンス vol.32 漫画ローレンス 5 月号増刊	(株)綜合図書	18388 - 5 / 1		

において事業地を変更する。

四

事業地

収

# )佐賀県告示第百九十八号

のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、

次

平成二十年四月十一日

佐賀県知

古

Ш

康

施行者の名称

鳥栖市

一都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画下水道事業 鳥栖市公共下水道

三事業施行期間

平成二十七年三月三十一日まで昭和五十年三月三十一日から

州の部分 第三百八十二号、 年佐賀県告示第五百十七号、 百十五号の事業地のうち、 十五年佐賀県告示第百二十三号及び平成十七年佐賀県告示第二 昭 一百九号、 平成六年佐賀県告示第七百二十八号、平成八年佐賀県告示 和五十年佐賀県告示第二百一号、 昭和六十一年佐賀県告示第四百七十五号、 平成十二年佐賀県告示第六百四十五号、 鳥栖市真木町字七田及び字今川地内 平成四年佐賀県告示第三百七十五 昭和五十七年佐賀県告 平成三 平成

十五年佐賀県告示第百二十三号及び平成十七年佐賀県告示第二年佐賀県告示第五百九十二号、平成十二年佐賀県告示第六百四十五号、平成三年佐賀県告示第五百十七号、平成四年佐賀県告示第三百七十五年佐賀県告示第五百十七号、平成四年佐賀県告示第三百七十五年佐賀県告示第三百十七年佐賀県告示第二百一号、昭和五十七年佐賀県告示第二百一号、昭和五十七年佐賀県告示第二百一号、昭和五十七年佐賀県告示

字三本松

字四本松、

字五本松及び字

中川原、 字沼田、 字西田、 字都谷、 字谷口、 西田、 丁目 町字本川原及び字足洗、 字木の元、 字東河内、 安楽寺町字浜、 字山留、字古賀上、字井手口、 町字恒石及び字浦田、 及び字神山、 字中島及び字畑田、 田及び字八ッ並、 栖市永吉町字家来帰り、 村田町字池の谷及び字五反三歩、 及び字弥宜隈、 及び字日の隈、 真木町字原田及び字今川、 百十五号の事業地に、 字五反田、 字塩塚、 牛原町字原田及び字平町、 鎗田町字大木、萱方町字浅井及び字前田、 今泉町字下牟田、 字下川原、 字森塚、 字相模、 字魚取及び字一の坪、 字長蓮、 原古賀町字一本松、 字五本谷、 山浦町字三本谷、 神辺町字唐木、 字岸田及び字下岸田、 牛原町字宮西、 字加藤田、 轟木町字索牛及び字一本杉、蔵上町字外精 姫方町字本川及び字池の上、 字拂、 田代昌町字石町、 字天神記、 字柳の元、 字越当、 柚比町字平原、 字本村、 今町字大地添、 鳥栖市永吉町字長 字セイノオ、 字松本の前、 飯田町字川巡、 字谷、 儀徳町字荊、 真木町字榎田、 字登桜妓、 字古野、 字本行及び字下牟田並びに立石町 字都及び字国泰寺、 字竹原、 字別石、 字一殿給及び字山田を加え、 山都町字魚取、 字郷町、 字松本、 幸津町字火焼、 養父町字古蓮輪、 一本松、 字七浦、字安永田、 田代本町字フケ、 字牛石、 字中尾及び字本川、 字柳郷谷、 神辺町字坂本、 山浦町字道庵、 字中野、 字前田、 字若櫻、字横枕、 字俵土手、 字四の坪、 原町字牟田、 の原、 字巻上及び字赤江 字堂の前、 字三本松、 飯田町字浦 字中原、 原古賀町字高柵 字原 字堂の本及び 今泉町字六枝 字井川口及び 字浦田及び字 江島町字江島 加藤田町字二 字池田、 字宮の下及 字築地、 田 字大町前 字太田 字河 今町字岸 字土井内 字荻野 字新町、 字土 田 姫方 字河 原田、 鳥 字 原 取 作業地域

佐賀市

|佐賀市、鹿島市、小城市、多久市、伊万| |里市、三養基郡基山町、杵島郡白石町及

び杵島郡江北町

作業期間

平成19年12月20日から 平成20年3月24日まで

平成19年5月15日から 平成20年3月24日まで

作業種類

基盤地図情報作成作業

|基準点測量、精密水準測量及び地盤沈下 調査水準測量作業

池の谷、 丸尾、 蔵原、立石町字二ッ谷、字新開、 において事業地を変更する。 字吉原、 江島町字熊本、字奈良の元、字盲楽、 字東中野及び字大深田、 幸津町字戸伝、 平田町字鬼迫、字東前、 字五反田、字惣楽及び字桟敷並びに西新町字所熊地内 字花見堂、 西田町字西田、 字野副、字日渡、 字土井上、字平田原及び字地 字上川原、 字西谷、 下野町字八軒屋、 字下川原、 字四反田及び字 字一本杉、 字西中

### 公 告

通知があった。 規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり 測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の

## 平成20年4月11日

佐賀県知事 1

 $\equiv$ 

康

#### 0 正

## 誤

平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第一二号号中訂正

	38		頁
占から四 テョ	右から一行目		箇所
出納取扱金機関 様	預かり金等返還請求証書	預かり金等返還受領証書	誤
出納取扱金融機関 様	預り金等返還請求書	預り金等返還受領証書	Œ

	r	.1	<i>&gt;</i> [5
38			頁
右から四行目	右から一行目		箇所
出納取扱金機関 様	預かり金等返還請求証書	預かり金等返還受領証書	誤
出納取扱金融機関 樣	預り金等返還請求書	預り金等返還受領証書	正

	 平成 20 年 4 月 11 日 (金)	佐 賀 県 公 報	第 13041 号	4
申 込 先 佐賀県経営支援本部総務法制課購 読 料 一か年三一、二〇〇円(送料共)				
発 行 者 佐賀県知事 古 川 康平成二十年四月十一日印刷及び発行				
古川康印刷及び発行				
印 刷 社 ㈱佐賀印刷社 発行定日 毎週火金曜日				